

監査委訓令第1号

宇和島市監査事務執行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年10月5日

宇和島市監査委員 山田 喜昭
宇和島市監査委員 三 曳 重 郎

宇和島市監査事務執行規程の一部を改正する訓令

宇和島市監査事務執行規程（平成17年監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（例月出納検査の期日） 第7条 法第235条の2 _____の規定による出納検査の期日は、<u>毎月1日から20日までの間において監査委員の定める監査計画によるものとする。ただし、検査その他の事情により、この期間内に行うことができないときは適宜変更することができるものとする</u>_____。	（例月出納検査の期日） 第7条 法第235条の2 <u>第1項</u>の規定による出納検査の期日は、<u>毎月25日から末日までとする</u>_____。ただし、<u>宇和島市の休日</u>を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日その他やむを得ない理由があるときは、これを変更することができるものとする。

附 則

この訓令は、令和 8 年11月 1 日から施行する。